

歩こう動こう脱メタボプロジェクト事業業務委託仕様書（案）

1. 委託事業名 歩こう動こう脱メタボプロジェクト事業

2. 本業務の目的

仙台市においては、「第2期いきいき市民健康プラン」を策定し健康寿命の延伸に取り組んでいるところであるが、メタボリックシンドロームの該当者割合が政令市のなかでも高く、特に働く世代の健康課題が大きい。市民の一日の平均歩数も全国平均と比べて少ないなど、生活習慣病予防・重症化予防のために身体活動量を増加させる取り組みが必要である。本業務は、健康に関心が低い層を中心に仙台市民の健康づくりに対する認識を高め、日常的に歩くことを定着させることで身体を動かすことに継続して取り組むきっかけとなることを目的とする。

3. 委託期間

契約日～令和5年2月28日

4. 実施概要

ウォーキングイベント、運動の体験型教室、特設サイトの開設を柱とし、これらを連動させ実施する。ターゲットは主に働く世代（30～50歳代）のうち1日の平均歩数が仙台市の目標※より少ない者など身体を動かす習慣がない者であり、普段活動量の少ない者でも気軽に楽しく参加でき、この事業をきっかけとして歩くことが定着し歩数が増加することを目指す。なお、ウォーキングキャンペーンの想定参加者数は500人以上である。

※仙台市の健康増進計画である「第2期いきいき市民健康プラン後期計画」における歩数の目標値は20～60歳代の男女ともに1日7,000歩としている。平成28年の調査では仙台市民の20～60歳代の平均歩数は、男性5,108歩、女性4,597歩であった。

5. 業務の内容

(1) インセンティブの付与を含めたウォーキングイベントの開催

- ・実施期間は令和4年9月～令和5年1月の期間とする。
- ・働く世代が身近な場所で手軽にウォーキングに取り組める内容とする。
- ・イベント期間内長期で取組める仕掛けを設け、イベント後も参加者がウォーキングに取り組む習慣を持てるようになるアイデアを企画に含めること。
- ・イベント前後に参加者へのアンケートを実施するなどイベントの効果を調査・検証すること。
- ・イベント期間中の参加者の取り組み状況を把握すること。
- ・ターゲット層が多数参加するよう、広報などの工夫をすること。
- ・(2)、(3)とも連動させたイベントを実施すること。
- ・(3)の特設サイトを活用し、参加者を募りキャンペーンを行うこと。
- ・インセンティブは日々の歩数やコースのクリア状況等に応じて設定する。
- ・インセンティブは参加者の多くの人を受け取りやすく、利用しやすい方法や物品等とする。

- ・インセンティブの付与（購入費、梱包費、発送費等）にかかる費用は本業務に含むものとする。
- ・開催にあたっては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に配慮し、「新しい生活様式」のもと実施できる方法で企画すること。

(2) 活動量アップのための体験型教室の開催

- ・令和4年10月～令和5年1月の期間に3回以上実施する。
- ・参加者の動機づけを促すものとして、日常生活圏域の中で手軽に取り組めるもの、ウォーキングや日常生活の中で活かせる内容とする。
- ・働く世代が関心のあるもの、参加しやすい内容を取り入れる。
- ・開催場所は、市内の主要な通りや公園、施設などを活用する。

(3) 特設サイトの開設・管理運営

- (1)(2)の周知・募集とも連動し、生活習慣病予防や健康づくりに関する情報を発信するための「歩こう動こう脱メタボプロジェクト」専用のサイトを設置する。
- ・サイトの開設期間は令和4年9月～令和5年2月とする。
- ・ウォーキングイベント終了後もサイトを活用し、ウォーキングの継続を促す取組みを行う。
- ・ターゲット層に多数アクセスしてもらえるよう、内容や広報を工夫すること。
- ・サイトには、仙台市が健康づくりで連携している団体・企業から提供されるコンテンツやリンクを掲載可能とし、仙台市と協議のうえ進めること。

(4) 業務報告書等の作成・提出

上記(1)～(3)についての結果を業務報告書にまとめ、事業完了時に提出すること。提出方法は、紙媒体と電子データを格納したCD-R 1枚とする。

6. 業務履行に関する留意点

- (1) 本業務の履行に当たっては、仙台市と十分な連絡を取り合うこと。また、受託者は事業の進捗を定期的に仙台市に報告すること。なお、仙台市や関係団体と打合せを行ったときには、7日以内に報告書を提出すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う必要がある場合には、仙台市「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき提示する事項及び本仕様書の他、別記「仙台市個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (3) 受託者は業務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ業務の一部を委託することができる。
- (6) 本業務において広報等を行う場合にあっては、市からの受託業務であることを明示すること。
- (7) 本業務の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (8) 本業務の関係書類や関係帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に関

覧が必要となった場合は協力すること。

(9) 実施に際し、参加者からはいかなる名目でも料金を徴収しないこと。

(10) 本仕様書に定めのない事項については、仙台市と受託者が協議するものとする。

7. 著作権等の取扱い

(1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。

(2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。

(4) 著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。